金属アーク溶接等作業者のための健康障害防止対策

マスクフィットテスト実施のご案内

令和5年4月1日より義務化

特定化学物質障害予防規則等の改正により、令和5年4月1日から**屋内作業場において金属アーク溶接等作業を継続して行う事業者**に対して、呼吸用保護具のフィットテストを**1年以内ごとに1回、定期的に実施すること**が義務付けられることになりました。

“フィットテスト”とは？

面体を有する呼吸用保護具は、顔に密着してなければ有害物質の吸入を防ぐ効果が低下します。このため、作業者の顔に適した面体の型式・サイズであるかをこのテストで評価します。

フィットテストの対象者は?

継続して金属アーク溶接等作業を行っている作業者全員が対象となります。

対象となる呼吸用保護具は?

溶接ヒュームの濃度測定の結果に基づいて選定した呼吸用保護具が対象となります。

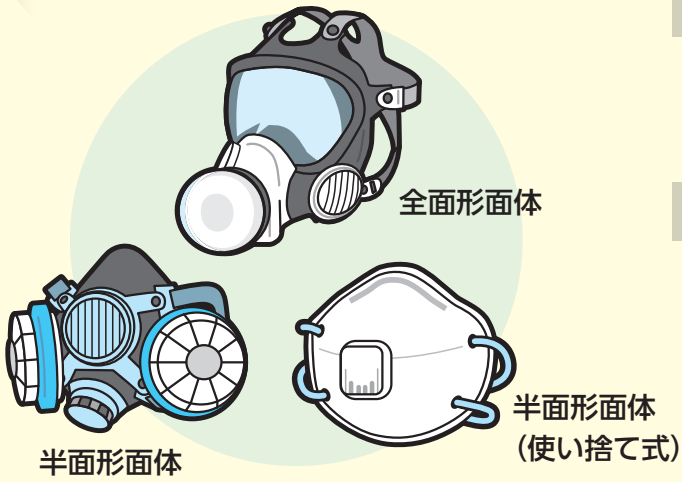

防じんマスク

- 取替え式（全面形、半面形）防じんマスク
- 使い捨て式防じんマスク

電動ファン付き呼吸用保護具

- 全面形面体
- 半面形面体

フィットテストの方法

フィットテストの方法

①JIS T8150:2021（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$\text{フィットファクタ} = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

フィットテストには定量的方法と定性的方法があり、当法人では、定量的フィットテストのうち短縮定量的フィットテストを採用しており、短時間でのフィットテストの実施が可能です。

②「フィットファクタ」が、以下の『要求フィットファクタ』を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

フィットテストの実施者

当法人では、「フィットテスト実施者に対する教育実施要領（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）」に基づく研修を修了した者がフィットテストを実施します。

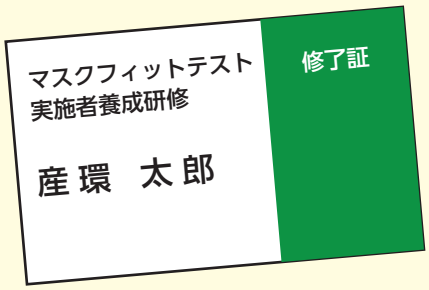

【溶接ヒューム】以外にもフィットテストの実施が必要となります（令和6年4月1日～）。

作業環境測定結果が第3管理区分となり、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合等には、個人サンプリング測定等による濃度測定を行い、その結果に応じた呼吸用保護具のフィットテストを1年以内ごとに1回実施することが義務付けとなります。

一般社団法人 静岡県産業環境センター

〒431-2103　静岡県浜松市北区新都田一丁目4番6号　TEL 053-428-3430　FAX 053-428-3447

E-mail fittest@sankan.or.jp　https://www.sankan.or.jp